

(平成11年12月28日告示)

## 大規模行為景観形成基準

### 第1 趣旨

この基準は、国立市都市景観形成条例(平成10年3月国立市条例第1号)第25条に基づく、大規模行為景観形成基準に関して必要な事項を定めるものとする。

### 第2 方針

都市景観の形成に配慮した計画の実現に向け、市民、事業者及び行政が共働してまちづくりを進める。

### 第3 基準

以下の項目について配慮する。

#### 1 建築物及び工作物

##### (1) 規模

- ア 高さは、まちなみとしての連続性、共通性を持たせ、周囲の建築物等との調和を図る。
- イ 地域の特性に応じた高さにする。
- ウ 周囲の自然景観を妨げない高さにする。

##### (2) 位置

- ア 壁面線の後退
  - (ア) 外壁、柱、門扉等の位置はできる限り後退し、歩行空間を確保するとともに隣地とのゆとりある空間を確保する。
  - (イ) 主要なエントランスまわりのゆとりあるスペースを確保する。
  - (ウ) 交差点でのゆとりある空地を確保する。
- イ 後退部分の舗装
  - (ア) 素材、色彩は歩道等と調和を図る。
  - (イ) 前面道路との段差をなくす。

##### (3) 意匠及び形態

- ア 外壁等のデザイン
  - 屋根、外壁、ひさしや建具等の意匠を工夫し、周辺との調和を図る。
- イ 窓、バルコニー
  - (ア) 物干し、空調室外機が直接見えないようにする。
  - (イ) 建物と調和した、単調でない表情豊かなデザインにする。
- ウ 外階段のデザイン
  - (ア) できるだけ設置しないようにする。
  - (イ) 建築物との一体性及び調和を図る。
  - (ウ) 外観を構成するデザインの一部として考える。

#### エ 付帯設備

設備用配管・機器類は、遮へい措置を施し、建築物本体と調和させる。

##### (4) 色彩

落ち着いた色彩を基調とし、周辺との調和を図る。

##### (5) 素材

- ア 外壁等は、汚れが目立ちにくい材質のものを使用する。
- イ 光る材料、反射する材料はできるだけ避け、自然系の材料を選ぶ。

##### (6) 敷地の緑化

- ア 既存樹木を保全活用した建物の配置計画にする。
- イ 壁面後退部分やバルコニー等は緑化を図る。
- ウ 敷地の周囲、擁壁や法面を植栽によって修景する。

##### (7) その他

- ア 垣、柵等
  - (ア) 垣、柵等を設ける場合は、開放感を考慮し、生垣による緑化を図る。
  - (イ) フェンス等は、まちなみの景観の向上に役立つような位置、素材にする。
  - (ウ) 高さを抑え、透過性を高めることで、圧迫感をなくす。
- イ 日除けテント、シャッター等
  - 建築物全体と調和する色彩やデザインにする。
- ウ 駐車場、車庫、駐輪場
  - (ア) 駐車場や駐輪場は、できるだけ見えない位置に配置する。
  - (イ) 目隠しなどによって、目立たせないようにする。
  - (ウ) 植栽や舗装の方法を工夫する。

#### 2 広告物

- ア 位置、色彩等に配慮し、建築物全体との調和を図る。
- イ 敷地内に収め、集約化を図る。
- ウ サイズや彩度は控えめにする。

#### 3 土地の形質

- ア 擁壁や法面を植栽によって修景する。
- イ 高低差のあるものは、圧迫感をさけるため2段に分ける等の工夫をする。
- ウ 形質変更に際し、樹木等は極力保全する。

#### 4 屋外における物品の集積及び貯蔵に関する事項

- ア 周辺から内部が見えないよう、植栽や景観に配慮した素材の塀等で囲む。
- イ 出入口の位置について工夫する。

### 付 則

- 1 この基準は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の前日にあった国立市都市景観形成条例第26条に基づく届出については、なお従前の例による。